

振込規定

1. (適用範囲)
 - (1) 振込手続きにおける各依頼書(以下「各依頼書」といいます。)による他の金融機関の国内本店にある受取人の預金口座あての振込については、この規定により取扱います。
 - (2) 当行はいつでも本規定を改定することができ、本規定改定後に振込の依頼をされた場合には、改定後の規定に従って扱います。
2. (振込の依頼)
 - (1) 各依頼書による振込の依頼は、次により取扱います。
 - ① 振込の依頼は当行所定の時間内に受け付けます。
 - ② 振込の依頼は、当行所定の各依頼書を使用し、振込先の金融機関・店舗名、預金種目、口座番号、受取人名、振込金額、依頼人名、その他所定の事項を正確に記入してください。
 - ③ 当行は各依頼書に記載された事項を依頼内容とします。
 - (2) 前項に定める依頼内容について、各依頼書の記載の不備があったとしても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
 - (3) 振込の依頼にあたっては、振込資金、振込手数料その他この取引に関連して必要となる手数料(以下「振込資金等」といいます。)を支払ってください。(ただし、当行が認めたものに限り、振込手数料等の関連手数料については、これと異なる取扱いをすることができるものとします。)
3. (振込契約の成立)

振込契約は、当行が振込の依頼を承諾し振込資金等を受領した時に成立するものとします。
4. (振込通知の発信)

振込契約が成立したときは、当行は、依頼内容にもとづいて、手続日に振込先の金融機関あてに電信扱いにより2営業日後付の振込通知を発信します。ただし、所定の受付時間終了後または終了間際ならびに振込事務の繁忙日等やむをえない事由がある場合には、依頼日の翌営業日にその2営業日後付にて振込通知を発信することがあります。
5. (証券類による振込)

小切手その他の証券類による振込資金等の受入れはしません。
6. (取引内容の照会等)
 - (1) 受取人の預金口座に振込金の入金が行われていない場合には、すみやかに取扱店に照会してください。この場合には、振込先の金融機関に照会するなどの調査をし、その結果を報告します。
 - (2) 当行が発信した振込通知について振込先の金融機関から照会があった場合には、依頼内容について照会することがあります。この場合には、すみやかに回答してください。当行からの照会に対して、相当の期間内に回答がなかった場合または不適切な回答があった場合には、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
 - (3) 入金口座なし等の事由により振込資金が返却された場合には、すみやかに通知しますので、第8条に規定する組戻しの手続に準じて、振込資金の受領等の手続をとってください。
7. (依頼内容の変更)
 - (1) 振込契約の成立後にその依頼内容を変更する場合には、取扱店の窓口において次の訂正の手続きにより取扱います。ただし、振込先の金融機関・店舗名および振込金額を変更する場合には、第8条第1項に規定する組戻しの手続きにより取扱います。
 - ① 変更の依頼にあたっては、当行所定の内容変更依頼書にお届出印またはお届けサインを記入のうえ、各依頼書の控とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
 - ② 当行は内容変更依頼書に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
 - (2) 第1項の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正ができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。
8. (組戻し)
 - (1) 振込契約の成立後にその依頼を取りやめる場合には、取扱店の窓口において次の組戻しの手続きにより取扱います。
 - ① 組戻しの依頼にあたっては、当行所定の組戻依頼書にお届出印またはお届けサインを記入のうえ、各依頼書の控とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
 - ② 当行は、組戻依頼書に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
 - ③ 組戻された振込資金は、組戻依頼書に指定された方法により返却します。当行所定の受取書等にお届出印またはお届けサインを記入のうえ、提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
 - (2) 第1項の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。
9. (通知・照会の連絡先)
 - (1) この取引について依頼人に通知・照会をする場合には、振込資金等を振替えた預金口座について届出のあった住所・電話番号を連絡先とします。
 - (2) 前項において、連絡先の記載の不備または電話の不通等によって通知・照会することができなくても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
10. (手数料)
 - (1) 振込の受付にあたっては、店頭表示の振込手数料をいただきます。
 - (2) 組戻し・変更の受付にあたっては、当行所定の組戻手数料・変更手数料をいただきます。この場合、前項の振込手数料は返却しません。また、組戻しができなかったときについても組戻手数料は返却しません。
 - (3) 組戻された振込資金を返却せずに改めてその資金による振込みの受付をするときも、店頭表示の振込手数料をいただきます。この場合、組戻手数料は返却しません。
 - (4) この取引について、特別の依頼により要した費用は、別途にいただきます。
11. (災害等による免責)

次の各号の事由により振込金の入金不能、入金遅延等があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

 - ① 災害・事変、輸送途中の事故、裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由があったとき
 - ② 当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピューター等に障害が生じたとき
 - ③ 当行以外の金融機関の責に帰すべき事由があるとき
 - ④ 組戻しや依頼内容変更等があった場合、依頼内容について照会したが相当の期間内に回答がなかったまたは不適切な回答があったとき
12. (譲渡、質入れの禁止)

各依頼書の控およびこの取引にもとづく依頼人の権利は、譲渡、質入れすることはできません。
13. (預金規定等の適用)

振込資金等を預金口座から振替えて振込の依頼をする場合における預金の払戻しについては、関係する預金規定により取扱います。

以上

201002 (OR&C 2010-54)

ナショナル オーストラリア銀行

お問合せ

東京支店 TEL 03-3241-2144 FAX 03-3241-8951 〒103-0022 東京都中央区日本橋室町2-1-1 三井二館 2F
 東京支店 大阪出張所 TEL 06-6456-3481 FAX 06-6456-3482 〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田2-4-13 阪神産経桜橋ビル 11F
<http://www.nabasia.co.jp>